プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示 時価の定義及びガイダンスに関する公開草案の文案及び論点の検討 ① (本文)

Ⅰ. 本資料の目的

1. 本資料は、時価の定義及びガイダンスについて、公開草案の様式、構成及び論点を議論するために、会計基準案及び適用指針案の本文(結論の背景及び設例を含まない。) について文案の形で示しており、それらについて検討することを目的としている。

なお、時価に関する開示については、今後、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(以下「金融商品時価開示適用指針」という。)の改正案¹について別途検討を行う予定である。

2. 第 127 回金融商品専門委員会 (2018 年 5 月 15 日開催) 及び第 385 回企業会計基準委員会 (2018 年 5 月 24 日開催) において、時価の定義及びガイダンスについての会計基準案及び適用指針案の本文を審議しており、これらの審議で聞かれた意見を踏まえ、資料を修正しており、ご意見をお伺いしたい。

II. 文案作成にあたっての前提

- 3. 本資料では、次の前提により、時価の定義及びガイダンスに関する公開草案²の様式、 構成及び論点の検討を行う。
 - (1) 会計基準案の範囲は、金融資産及び金融負債を主とするが、トレーディング目的で保有する棚卸資産等も含める可能性があり、仮置きとして、トレーディング目的で保有する棚卸資産について会計基準の範囲に含める。

¹ 第 126 回金融商品専門委員会においては、新たな会計基準及び適用指針において、時価に関するガイダンスから開示までをまとめる方が利用しやすいとの考え方もあると考えられるとの意見や、国際的な整合性を図る観点からは、基準構成も IFRS と整合させるべきと考える一方で、開示については金融商品のみが検討の対象となることを考慮すると、金融商品時価開示適用指針を改正する提案も理解することができるとの意見が聞かれた。

² 第 383 回企業会計基準委員会においては、会計基準の構成として、会計基準及び適用指針を開発する方向性で検討を進めることでよいと考えられるが、審議の状況によっては柔軟に対応する必要があると考えられるとの意見も聞かれており、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)の時価の定義を修正したうえで、そのガイダンスとして金融商品の時価に関する適用指針を開発する可能性を排除するものではない。

- (2) 「公正価値」の用語を用いず、「時価」の用語を用いる3。
- (3) 金融商品及びトレーディング目的で保有する棚卸資産に関連するものについて、 IFRS 第 13 号「公正価値測定」(以下「IFRS 第 13 号」という。)の内容をすべて取り入れる(非金融資産(不動産等)及び非金融負債に関する記載は含めない。)。
- (4) 実務に配慮するための条項は、含めていない。

III. 文案及び関連する論点の検討

- 4. 本セクションにおいては、会計基準案及び適用指針案(本文)の構成における見出しのそれぞれについて、次の方針により、時価の定義及びガイダンスに関する会計基準案及び適用指針案(文案)と、それらの作成方針を示している。また、各々の今後の検討課題も示している。
 - (1) 文章の表現については、IFRS 第 13 号の日本語訳と同一のものとはしておらず、 表現の見直しを行っている。
 - (2) IFRS 第 13 号においては、公正価値の定義等に関連して、重複する説明が繰り返し見られる箇所があるが、会計基準案及び適用指針案(本文)に取り込む内容は、重複した記載を避け、簡潔なものとしている。
 - (3) 「目的」及び「適用時期等」については、今回の文案には含めていない。
 - (4) 文中の(\P)は、IFRS 第 13 号における項番号を表すものであり、最終的には削除 するものである。

範囲

(文案)

【会計基準】

- 1. 本会計基準は、次の項目の時価に適用する。
 - (1) 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」

³ 第 126 回金融商品専門委員会及び第 383 回企業会計基準委員会においては、「公正価値」の用語を用いる意見と用いない意見(「時価」を用いる意見)の両方が聞かれたが、第 383 回企業会計基準委員会においては、多くの委員から、他の法規制の関係等から「公正価値」の用語を用いないことへの賛同があったため、今回の文案においては、「公正価値」の用語を用いないこととしている。

という。) における金融商品

(2) 企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」(以下「棚卸資産会計 基準」)におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

【適用指針】

1. 本適用指針を適用する範囲は、会計基準における範囲と同様とする。

(作成方針)

5. 今回の文案では、仮置きとして、トレーディング目的で保有する棚卸資産についても 会計基準の範囲に含めている。これに関連して、以降の文案において、コモディティ 等に適用される輸送コストに関連する記載を含めている。

- 6. 第 127 回金融商品専門委員会において、以下の意見が聞かれており、意見への対応を示している。
 - (1) 例えば、「退職給付に関する会計基準」における年金資産に含まれる金融商品など、金融商品会計基準以外の会計基準等における金融商品の時価への適用が明らかではない。
 - →「退職給付に関する会計基準」第 22 項においては、「年金資産の額は、期末における時価(公正な評価額)により計算する。」とされ、文案のとおり、「次の項目の時価に適用する。」との記載により、年金資産に含まれる金融商品については、今回開発する会計基準に従った時価を用いることになると考えられる。
 - (2) 日本基準における「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」とレベル3のインプットを使用すべき範囲との関係を整理すべきである。
 - →現行の日本基準において時価を算定している金融商品を今回の会計基準の範囲 とすることを意図しているが、「時価を把握することが極めて困難と認められる有 価証券」との関係については、別途整理する予定である。

用語の定義

(文案)

【会計基準】

- 1. 本会計基準における用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 「市場参加者」とは、対象となる資産又は負債に関する主要な市場又は最も有利 な市場において、次の要件のすべてを満たす買手及び売手をいう。(¶付録 A)
 - ① 互いに独立しており、企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」に定める関連当事者ではないこと
 - ② すべての入手できる情報に基づき、当該資産又は負債について知識を有し、 十分な理解を有していること
 - ③ 当該資産又は負債に関して、取引を行う能力があること
 - ④ 当該資産又は負債に関して、他から強制されるわけではなく、自発的に取引 を行う意思があること
 - (2) 「秩序ある取引」とは、他から強制された取引(例えば、強制された清算取引や 投売り)ではなく、対象となる資産又は負債の取引に関して通常かつ慣習的な市場 における活動ができるように、時価の算定日以前の一定期間において市場にさらさ れていることを前提とした取引をいう。(¶付録 A)
 - (3) 「主要な市場」とは、対象となる資産又は負債についての取引の数量及び頻度が 最も大きい市場をいう。(¶付録 A)
 - (4) 「最も有利な市場」とは、取得又は売却に要する付随費用を考慮した上で、資産の売却による受取額を最大化又は負債の移転に対する支払額を最小化できる市場をいう。(¶付録 A)
 - (5) 「インプット」とは、リスクに関する仮定を含め、市場参加者が資産又は負債の 時価を算定する際に用いるであろう仮定をいう。これには、時価として公表価格を 調整せずに用いる場合における当該公表価格も含まれる。当該インプットは、次の 観察可能なインプットと観察できないインプットにより構成される。(¶付録 A)
 - ① 「観察可能なインプット」とは、入手できる観察可能な市場データに基づく インプットをいう。(¶付録 A)
 - ② 「観察できないインプット」とは、観察可能な市場データではないが、入手できる最良の情報に基づくインプットをいう。(¶付録 A)
 - (6) 「活発な市場」とは、継続的に価格情報が提供される程度に十分な数量及び頻度で取引が行われている市場をいう。(¶付録 A)

【適用指針】

1. 本適用指針における用語の定義は、会計基準における用語の定義と同様とする。

(作成方針)

7. IFRS 第 13 号の用語の定義(付録 A)のうち、使用頻度が多くないと考えられる用語の定義は、それぞれ使用されている箇所において定義している(例えば、不履行リスク、マーケット・アプローチ等)。「時価」については、「時価の定義」というセクションを設けて定義している。

- 8. 第 127 回金融商品専門委員会及び第 385 回企業会計基準委員会において、以下の意見 が聞かれており、意見への対応を示している。
 - (1) 「市場参加者」の定義について、IFRS 第 13 号では、用語の定義におけるただし書きとして「関連当事者取引の価格は、その取引が市場の条件で行われたという証拠を企業が有している場合には、公正価値測定のインプットとして使用できる。」と示されており、当該記載を含めることを検討すべきである。
 - →IFRS 第 13 号の用語の定義におけるただし書きについては、定義そのものではなく、会計基準案の結論の背景に記載している。
 - (2) 「インプット」を「入力数値」と示すことに違和感があるため、表現を見直すべきである。また、「インプット」との表現を用いることも考えられる。
 - →企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」においては、その意味によって入力数値とインプットを使い分けていたが、今回の会計基準案においては、用語として定義することとしており、複数の意味があることにはならないと考えられるため、「インプット」に修正している。また、評価技法との関係を明確にするため、時価として公表価格を調整せずに用いる場合における当該公表価格も含む旨を追記している。

時価の算定一時価の定義

(文案)

【会計基準】

1. 「時価」とは、算定日における市場参加者間の秩序ある取引についての資産の売却に よって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格をいう。(¶ 9)

(作成方針)

9. 時価の概念として、時価が入口価格ではなく出口価格であることを強調することについては、結論の背景で記載している。

(今後の検討課題)

10. 現行の日本基準では、その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とされ、算定日の価格という点で、IFRS 第 13 号の公正価値の定義と違いはない。一方、継続して適用することを条件として、期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる(金融商品会計基準(注7))とされている。

この期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額の使用については、 当該価額をその他有価証券の決算時の時価として使用する場合の当該価額の減損処理 における使用(日本公認会計士協会 会計制度委員会「金融商品会計に関するQ&A」Q32) 及び決算時の為替相場としての期末前1か月間の平均相場の使用(会計制度委員会第 4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」第11項なお書き)の論点にも関係 するため、これらについては、別途検討することが考えられる⁴。

(これまでの審議において聞かれた意見及びその対応)

11. 第385回企業会計基準委員会において、以下の意見が聞かれており、意見への対応を示している。

⁴ 第 383 回企業会計基準委員会においては、現行の日本基準におけるその他有価証券の時価評価における期末前1か月の市場価格の平均の使用については、貸借対照表価額のみならず、減損判定方法や外貨換算方法にも影響があり、公正価値測定の基準開発においてのみ検討されるものではないと考えられるとの意見が聞かれている。

- (1) 時価の定義において「算定日における」という表現を残す場合には、それを踏ま えたうえで、期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額の使用に 関する検討を行う必要がある。
- (2) 期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額の使用を継続するか否かを検討するにあたって、当該価額を使用している企業がどの程度存在するのか、また決算時の為替相場としての期末前1か月間の平均相場を使用している企業がどの程度存在するのかについて確認していただきたい。
 - →(1)と(2)については、別途検討する予定である。
- (3) 「公正価値」ではなく、「時価」という用語を使用した背景を結論の背景に含めることがよい。
 - → 「時価」という用語を使用した背景については、結論の背景における経緯等に 記載することが考えられ、別途検討する予定である。

時価の算定一時価の算定単位

(文案)

【会計基準】

- 1. 資産又は負債の時価を算定する単位は、それぞれの対象となる資産又は負債に適用される会計処理又は開示による。(¶14)
- 2. 前項の定めにかかわらず、次の要件のすべてを満たす場合には、特定の市場リスク(市場価格の変動に係るリスク)又は特定の取引相手先の信用リスク(取引相手先の契約不履行に係るリスク)のいずれかに対する金融資産又は金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループの時価を算定することができる。なお、当該取扱いは特定のグループについて毎期継続して適用する。(¶48-49、51、54-56)
 - (1) 企業の文書化したリスク管理戦略又は投資戦略に従って、特定の市場リスク又は 特定の取引相手先の信用リスクのいずれかに対する正味の資産又は負債に基づき、 金融資産及び金融負債のグループを管理していること
 - (2) 当該金融資産及び金融負債のグループに関する情報を企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」に定める役員に提供していること
 - (3) 当該金融資産及び金融負債を各決算日の貸借対照表において時価評価している

こと

- (4) 特定の市場リスクに適用するにあたっては、市場リスク及び当該市場リスクに対 する資産又は負債のデュレーションがほぼ同一であること
- (5) 特定の取引相手先の信用リスクに適用するにあたっては、債務不履行の発生時に おいて信用リスクのポジションを軽減する既存の取決め(例えば、取引相手先との マスターネッティング契約又は当事者の信用リスクに対する正味の資産又は負債 に基づき担保を授受する契約)の法的な強制力に関する市場参加者の予想を時価に 反映すること

(作成方針)

- 12. IFRS 第 13 号の「市場リスク又は相手先の信用リスクが相殺しあうポジションを有する金融資産及び金融負債への適用」において、「市場リスク」及び「信用リスク」の用語は、IFRS 第 7 号「金融商品: 開示」で定義されているが、会計基準案では、「市場リスク」及び「信用リスク」の用語の説明として、金融商品時価開示適用指針第 3 項(2) ②における説明を用いている。
- 13. IFRS 第 13 号において、IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」で定義されている 経営幹部が示されているが、会計基準案では、企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」に定める役員としている。

- 14. 第 127 回金融商品専門委員会及び第 385 回企業会計基準委員会において、以下の意見が聞かれており、意見への対応を示している。
 - (1) 市場リスク及び資産又は負債のデュレーションが実質的に同一であると示されているが、「実質的」という文言が不明確であり、表現を見直すべきである。
 - →「実質的」との表現については、他の日本基準⁵の表現も踏まえ、「ほぼ」と修正している。
 - (2) IFRS 第 13 号ではポートフォリオの例外措置を使用する際には継続して適用する ことを条件とすることなどの記載があるが、それらについて文案に含めるべきで ある。

⁵ 例えば、会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 178 項においては、 金利スワップの特例処理の要件の 1 つとして、「金利スワップの契約期間とヘッジ対象資産又は負 債の満期がほぼ一致していること」が示されている。

→継続適用の記載については、会計基準案の本文に追記している。

時価の算定一時価の算定の前提

(文案)

【適用指針】

- 1. 時価は、会計基準第 XX 項の定義に従ったうえで、次の前提に基づき算定する。
 - (1) 資産又は負債の時価を算定するにあたっては、市場参加者が算定日において当該 資産又は負債の時価を算定する際に考慮する当該資産又は負債の特性(例えば、資 産の所在地、当該資産の売却に対する制約)を考慮する。(¶11)
 - (2) 対象となる資産又は負債は、現在の市場の状況を踏まえ、算定日に資産の売却又 は負債の移転を行う市場参加者間の秩序ある取引において交換されるものと仮定 する。(¶15)
 - (3) 資産を売却する又は負債を移転する取引は、企業が利用できる主要な市場で行われるものと仮定する。ただし、主要な市場が存在しない場合には、企業が利用できる最も有利な市場で行われるものと仮定する。

反証できる場合を除き、企業が取引を通常行っている市場が、主要な市場又は最も有利な市場と推定される。(¶16-17)

- (4) 市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いるであろう評価技法及び インプットを用いて、市場参加者が自らの経済的利益を最大化するように行動する と仮定する。(¶22)
- (5) 時価の算定にあたって用いる主要な市場又は最も有利な市場における価格は、取得又は売却に要する付随費用について調整しないが、所在地が資産の特性である場合には、当該資産を現在の所在地から当該市場に移動させるために生じる輸送費用について調整する。(¶25-26)
- (6) 当初認識時の時価は取引価格と同一となることが多いが、次の状況では、取引価格が当初認識時の時価を表すものではない可能性がある。(¶58-59、¶B4)
 - ① 取引が関連当事者間の取引であること
 - ② 取引が他から強制された取引であるか又は売手が当該取引価格を受け入れ ざるを得ないこと
 - ③ 取引価格を表す単位が、時価を算定する資産又は負債の単位と異なること
 - ④ 取引が行われた市場が、主要な市場又は最も有利な市場と異なること

(作成方針)

- 15. IFRS 第 13 号では、取引コストが付録 A で定義されているが、会計基準案では、日本 公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下 「金融商品実務指針」という。) 第 56 項を踏まえ、「取得又は売却に要する付随費用」 としている。
- 16. コモディティ等、トレーディング目的で保有する棚卸資産を会計基準案の範囲に含めることを前提として、輸送コストの記載について含めている。IFRS 第 13 号における輸送コストの定義については、会計基準案において輸送費用の説明として含めている。
- 17. なお、当初認識時の時価に関連して、IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」において当初認識時の公正価値と取引価格との差額の取扱いが定められている。IFRSにおける金融商品の当初認識時の公正価値と取引価格との差額の取扱いは、日本基準7及び米国会計基準8と異なるものとなっており、当該論点は、仮に金融商品会計における分類及び測定の分野の開発に着手する場合には、取り扱うことが考えられる。

(これまでの審議において聞かれた意見及びその対応)

- 18. 第 127 回金融商品専門委員会において、以下の意見が聞かれており、意見への対応を示している。
 - (1) IFRS 第 13 号第 11 項に示されている資産及び負債の特性が時価評価における実務 上の論点になることがあるため、文案に資産及び負債の特性に関する記述を含め ることが必要である。
 - →資産及び負債の特性に関する記述については、適用指針案の本文に追記している。
 - (2) IFRS 第 13 号第 17 項において、主要な市場又は最も有利な市場の判断について、 反対の証拠がなければ、企業が通常取引を行っている市場が主要な市場又は最も

⁶ IFRS 第9号では、金融商品の当初測定の定めとして、当初認識時の公正価値が取引価格と異なると企業が判断する場合に、当該公正価値がレベル3のインプットを用いた評価技法に基づいているときには、その金融商品について、当初認識時の公正価値と取引価格との差額を繰り延べるように調整した額で会計処理することとされている(IFRS 第9号 B5.1.2A 項)。

⁷ 日本基準では、金融資産又は金融負債の当初認識は、当該金融資産又は金融負債の時価により測定することとされ、取得した金融資産又は引き受けた金融負債の時価が支払った対価又は受け取った対価と異なる場合には、当該差額はその取引の実態に応じて処理することとされている(金融商品実務指針第29項及び第243項)。

^{*} 米国会計基準では、資産又は負債が当初認識時に公正価値で測定される場合であって、取引価格が公正価値と異なる場合には、当該測定を定めている基準が別段の定めを設けていない限り、取引価格と公正価値の差額を純損益に認識する(ASC820-10-30-6)こととされているが、金融資産又は金融負債について取引価格と当初認識時の公正価値の差額に対する特段の定めはない。

有利な市場と推定されると示されているが、文案には反証規定が含まれていない ため、含めることが必要である。

- →反証規定について、適用指針案の本文に追記している。
- (3) 当初認識時の測定に関して、文案では「不利な条件」という表現があるが、IFRS 第13号とは異なる内容と考えられ、表現を見直すべきである。
 - →取引価格が当初認識時の時価を表すものではない可能性がある状況の記載について、表現を見直し修正している(「不利な条件」との表現は削除している。)。
- (4) IFRS 第 13 号における「取引コスト」と金融商品実務指針第 56 項の「取得又は売却に要する付随費用」について、それらが異なるものなのか検討して、「最も有利な市場」の定義においても適切な用語を用いる必要がある。
 - →IFRS 第 13 号における取引コストは、資産の処分又は負債の移転に直接起因するコストであり、主要な市場又は最も有利な市場における価格を当該取引コストについて調整してはならないとされている。文案においては、主要な市場又は最も有利な市場における価格を取得又は売却に要する付随費用について調整しないとしており、主要な市場又は最も有利な市場における価格を調整しないという点は明らかになっていると考えられる。

なお、「取得又は売却に要する付随費用」との表現では、輸送費用が含まれ得ると考えられ、「最も有利な市場」の定義においては、輸送費用を明示しない修正を行っている。

時価の算定-時価の算定方法(1)評価技法

(文案)

【会計基準】

- 1. 時価の算定にあたっては、状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法(その アプローチとして、例えば、マーケット・アプローチやインカム・アプローチがあ る。)を用いる。評価技法を用いるにあたっては、関連性のある観察可能なインプット を最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にする。(¶61、¶67)
- 2. 時価の算定に用いる評価技法は、毎期継続して適用する。当該評価技法を変更する場合は、会計上の見積りの変更(企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第4項(7))として処理する。(¶65-66)

【適用指針】

- 1. 時価を算定するにあたって用いる評価技法(会計基準第 XX 項(\P 61))には、例えば、次の 3 つのアプローチがある。(\P 62)
 - (1) マーケット・アプローチ

マーケット・アプローチとは、同一又は類似の資産又は負債に関する市場取引による価格等のインプットを用いる評価技法をいう。当該評価技法には、例えば、倍率法や主に債券の時価算定に用いられるマトリックス・プライシングが含まれる。(¶B5-B7)

(2) インカム・アプローチ

インカム・アプローチとは、利益やキャッシュ・フロー等の将来の金額に関する 現在の市場の期待を割引現在価値で示す評価技法をいう。当該評価技法には、例え ば、現在価値技法やオプション価格モデルが含まれる。(¶B10-B11)

- (3) コスト・アプローチ コスト・アプローチとは、資産の用役能力を再調達するために現在必要な金額に 基づく評価技法をいう。(¶B8)
- 2. 評価技法を変更する場合(会計基準第 XX 項(\P 65))としては、時価の精度をより高めることとなる場合があるが、その状況としては、例えば、次のものがある。(\P 65)
 - (1) 新しい市場が出現すること
 - (2) 新しい情報が利用可能となること
 - (3) これまで使用していた情報が利用できなくなること
 - (4) 評価技法が向上すること
 - (5) 市場の状況が変化すること

(作成方針)

- 19. IFRS 第13号において、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従った会計上の見積りの変更に言及されているが、会計基準案では、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第4項(7)に定める会計上の見積りの変更としている。
- 20. コスト・アプローチについては、通常、金融商品及びトレーディング目的で保有する 棚卸資産に用いられるものではないと考えられるが、時価評価のアプローチとして一般に周知されているものであると考えられ、最低限の記載として、マーケット・アプローチ及びインカム・アプローチとともに適用指針案に含めている。
- 21. IFRS 第 13 号では、現在価値技法の構成要素等に係る詳細な記載を適用指針として含

めており、当該記載を適用指針案の結論の背景に含めている。

(これまでの審議において聞かれた意見及びその対応)

- 22. 第 127 回金融商品専門委員会において、以下の意見が聞かれており、意見への対応を示している。
 - (1) 評価技法のアプローチの説明が適用指針案に含まれているが、実務では頻繁に論 点となり重要性が高いため会計基準案に含めることを検討すべきである。
 - →評価技法のアプローチについては、会計基準案にマーケット・アプローチ及び インカム・アプローチを例示した上で、その説明を適用指針案に示すこととして いる。
 - (2) 適用指針案で示されている評価技法のアプローチは3つに限定されたものではない旨を追加する方が、よりIFRS 第13号と整合する。
 - →3 つの評価技法のアプローチについては、IFRS 第 13 号において、3 つの広く用いられている評価技法とされており、IFRS 第 13 号において限定されているアプローチではないため、「例えば」を適用指針案に追記している。
 - (3) 現在価値技法は頻繁に使っているため、IFRS 第 13 号に示されている現在価値技 法の説明を文案に含めることがよい。
 - →現在価値技法の詳細な記載については、適用指針案の結論の背景に含めている。

時価の算定-時価の算定方法(2)インプット

(文案)

【会計基準】

- 1. 時価の算定に用いるインプットは、次の順に優先的に使用する(レベル1のインプットが最も優先順位が高く、レベル3のインプットが最も優先順位が低い。)。(¶72)
 - (1) レベル1のインプット

レベル1のインプットとは、時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する公表価格であり調整されていないものをいう。当該価格が利用できる場合には、当該価格を調整せずに時価の算定に使用す

る。(¶76-77)

- (2) レベル2のインプット
 - レベル2のインプットとは、資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットをいう。(¶81)
- (3) レベル3のインプット レベル3のインプットとは、資産又は負債について観察できないインプットをい う。当該インプットは、レベル1及びレベル2のインプットが入手できない場合に 用いる。(¶86-87)
- 2. 前項のインプットを用いて算定した時価は、その算定において重要な影響を与えるインプットが属するレベルに応じて、レベル1の時価、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類する。評価技法に複数のレベルのインプットを用いる場合には、その算定に重要な影響を与えるインプットが属する最も優先順位の低いレベルに時価を分類する。(¶73)

【適用指針】

(インプットの調整)

- 1. 時価を算定するにあたっては、市場における通常の日次取引高では売却できないほど に金融商品を大量に保有している場合であっても、当該金融商品を一度に売却する際に 生じるであろう価格の低下についての調整を行わない。当該金融商品が活発な市場で取 引されている場合には、個々の資産又は負債の活発な市場における公表価格に保有数量 を乗じたものを時価とする。(¶69、¶80)
- 2. レベル1のインプット(会計基準第 XX 項(¶76))を用いる場合を除き、他の企業の持分を支配するにあたって市場参加者である買手が支払う追加的な金額である支配プレミアム等、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に考慮するであろう特性を時価の算定に反映する。(¶69)

(買気配と売気配)

3. 時価を算定する資産又は負債に買気配及び売気配がある場合、当該資産又は負債の状況を考慮し、買気配と売気配の間の適切な価格をインプットとして用いる。これは、実務上の簡便法として用いられる仲値等の利用を妨げるものではない。(¶70-71)

(レベル1のインプット)

- 4. 対象となる資産又は負債について、レベル1のインプット(会計基準第 XX 項(¶ 76))を決定するにあたっては、次の両方を評価する。(¶78)
 - (1) 当該資産又は負債に係る主要な市場、あるいは、主要な市場がない場合には、当

該資産又は負債に係る最も有利な市場

- (2) 当該資産又は負債に関する取引について、時価の算定日に企業が主要な市場又は 最も有利な市場において行うことができる場合の価格
- 5. レベル 1 のインプットに対する調整は、次の(1) から(3) の場合にのみ認められる。レベル 1 のインプットについて調整する場合には、当該調整により算定された時価は、レベル 2 又はレベル 3 の時価に分類される。(\P 79)
 - (1) 類似の資産又は負債を大量に保有しており、当該資産又は負債について活発な市場における公表価格が利用できるが、時価の算定日において個々の資産又は負債について公表価格を入手することが困難な場合(例えば、債券について、この場合、マトリックス・プライシングを用いることができる。)
 - (2) 活発な市場における公表価格が時価の算定日時点の時価を表さない場合
 - (3) 負債又は払込資本を増加させる金融商品について、活発な市場で資産として取引されている同一の項目の公表価格を用いて時価を算定する場合で、かつ、当該公表価格を調整する場合(第 XX 項(¶39)参照)

(レベル2のインプット)

- 6. インプットがレベル1のインプットでないが、資産又は負債の契約期間のほぼ全体を 通じて観察可能であるインプットは、レベル2のインプット(会計基準第 XX 項(¶
 - 81))となる。レベル2のインプットには、例えば、次が含まれる。(\P 82)
 - (1) 活発な市場における類似の資産又は負債に関する公表価格
 - (2) 活発でない市場における同一の又は類似の資産又は負債に関する公表価格
 - (3) 公表価格以外の観察可能なインプット
 - (4) 相関関係等に基づき観察可能な市場データから得られる又は裏付けられるインプット
- 7. 時価の算定にとって重要なレベル 2 のインプットを調整するにあたって、重要な観察できないインプットを使用する場合には、算定される時価がレベル 3 の時価に分類される可能性がある。(\P 84)

(レベル3のインプット)

- 8. レベル3のインプット(会計基準第 XX 項(¶86))を用いるにあたっては、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いるであろう仮定を反映する。この際、合理的に入手できる市場参加者の仮定に関する情報を考慮する。(¶87、¶89)
- 9. レベル3のインプットを決定するにあたっては、その状況において入手できる最良の 情報を用いる。この際、企業自身のデータを用いることができるが、合理的に入手でき

る情報により次の事項が識別される場合には、当該企業自身のデータを調整する。 (¶89)

- (1) 他の市場参加者が異なるデータを用いること
- (2) 他の市場参加者が入手できない企業に固有の特性が存在すること

(作成方針)

- 23. レベル1から3のインプット自体の定義を記載したうえで、それを用いて算定した時価についてのレベルについても説明している。
- 24. インプットの調整として、大量保有要因、支配プレミアム、ビッド・アスク・スプレッドについて示している。
- 25. レベル 2 のインプット及びレベル 3 のインプットの例 (IFRS 第 13 号 B35 項及び B36 項) については、金融商品以外に関するものを除き、適用指針案の結論の背景に含めている。

- 26. 第 127 回金融商品専門委員会及び第 385 回企業会計基準委員会において、以下の意見 が聞かれており、意見への対応を示している。
 - (1) IFRS 第 13 号 B35 項及び B36 項のレベル 2 とレベル 3 のインプットに関する説明 については、文案に含めるべきである。
 - →レベル 2 とレベル 3 のインプットに関する説明については、適用指針案の結論 の背景に含めている。
 - (2) レベル 1 のインプットについては、IFRS 第 13 号では「無調整」と明示されており、実務的には無調整かどうかが重要であるため、文案を見直す必要がある。
 - \rightarrow レベル 1 のインプットについて、調整されていないものであることを追記している。
 - (3) 測定に関わるインプットの「レベル」と開示に関わる時価の「レベル」の両方が、 同じ「レベル」という用語で示されていることが、誤解を生じさせる可能性があ るため、表現を見直す必要がある。
 - →IFRS 第 13 号では、評価技法へのインプットを 3 つのレベルに区分した上で、 公正価値測定全体を重要かつ最も低いレベルのインプットと同じレベルに区分す

ることとされているため、インプットと時価における「レベル」は相関関係があり、当該用語をインプットと時価で異なるものとすることは困難であると考えられる。また、IFRS 任意適用企業の財務諸表においても、公正価値を「レベル 1」、「レベル 2」、「レベル 3」で区分した表を開示している例が見られ、「レベル」の用語を時価に対して使わない場合には、仮にレベル別の残高が開示されるときには、当該開示が IFRS 第 13 号と異なる枠組みに基づくものであると捉えられる可能性があり、「レベル」の用語を用いることが考えられる。

時価の算定-時価の算定方法(3)資産又は負債の取引の数量又は頻度が著しく低 下している場合等

(文案)

【会計基準】

1. 資産又は負債の取引の数量又は頻度が当該資産又は負債に係る通常の市場における活動に比して著しく低下していると判断した場合、取引価格又は公表価格が時価を表しているかどうかについて評価する。当該評価の結果、取引価格又は公表価格が時価を表していないと判断する場合(取引が秩序ある取引ではないと判断する場合を含む。)、取引価格又は公表価格を時価を算定する基礎として用いる際には、当該取引価格又は公表価格について、市場参加者が資産又は負債のキャッシュ・フローに固有の不確実性に対する対価として求めるであろうリスクに関する調整を行う。(¶88、B38、B39)

【適用指針】

(資産又は負債の取引の数量又は頻度が著しく低下している場合)

- 1. 資産又は負債の取引の数量又は頻度が当該資産又は負債に係る通常の市場における活動に比して著しく低下しているかどうか(会計基準第 XX 項(¶B38))については、入手できる情報に基づき、例えば次の要因の重要性及び関連性を評価して判断する。(¶B37)
 - (1) 直近の取引が少ないこと
 - (2) 公表価格が現在の情報に基づいていないこと
 - (3) 価格が時期又は市場参加者間で著しく異なっていること
 - (4) これまで資産又は負債の時価と高い相関があった指標が相関しなくなったこと
 - (5) 企業の将来キャッシュ・フローの見積りと比較して、公表価格に織り込まれてい

る流動性リスク・プレミアム等が著しく増加していること

- (6) 買気配と売気配の幅が著しく拡大していること
- (7) 同一又は類似の資産又は負債についての新規発行市場における取引の活動が著しく低下しているか又は当該市場がないこと
- (8) 公表されている情報がほとんどないこと

(秩序ある取引ではない取引の識別)

- 2. 資産又は負債の取引の数量又は頻度が当該資産又は負債に係る通常の市場における 活動に比して著しく低下していると判断した場合、取引が秩序ある取引であるかどうか を判断し、時価の算定又はリスクに関する調整にあたって、次を考慮する。(¶B43-B44)
 - (1) 取引が秩序ある取引ではない(例えば、強制された清算取引や投売り)と判断したときには、取引価格を考慮する程度を低くする。
 - (2) 取引が秩序ある取引であると判断したときには、時価の算定にあたって、取引価格を考慮するが、その考慮する程度は、例えば次の状況により異なる。
 - ① 当該取引の数量
 - ② 当該取引を時価の算定対象となる資産又は負債に当てはめることが適切であるか
 - ③ 当該取引が時価の算定日に近い時点で行われたか
 - (3) 取引が秩序ある取引であるかどうかを判断するために十分な情報を入手できないときには、取引価格が時価を表さない可能性を踏まえたうえで、取引価格を考慮する。

(第三者から入手した価格の利用)

3. 取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等、第三者から入手した価格が会計 基準に従って算定されたものであると判断する場合には、当該価格を時価の算定に用い ることができる。

資産又は負債の取引の数量又は頻度が当該資産又は負債に係る通常の市場における活動に比して著しく低下していると判断した場合には、第三者から入手した価格が秩序ある取引を反映した現在の情報に基づいているかどうか又は市場参加者の仮定を反映した評価技法に基づいているかどうかを評価して、時価の算定にあたって当該価格を考慮する程度について判断する。(¶B45-B46)

(作成方針)

27. 資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下していると判断した場合であっても、 当該市場におけるすべての取引が秩序ある取引ではないと結論付けるのは適切ではな

- い旨及び取引が秩序ある取引ではないことを示す状況 (IFRS 第 13 号 B43 項) については、適用指針案の結論の背景に記載している。
- 28. 財務諸表作成者とのアウトリーチで追加的な負担が生じる可能性があるものとして聞かれた第三者から入手した価格のガイダンスについては、IFRS 第 13 号と同様に、資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下している場合に対するガイダンスとして、本セクションに含めている。

- 29. 第127回金融商品専門委員会において、以下の意見が聞かれており、意見への対応を示している。
 - (1) 会計基準案に示されている「リスクを考慮」はリスクを調整することがわかるようにすべきである。
 - →取引価格又は公表価格が時価を表していないと判断する場合、取引価格又は公表価格を時価を算定する基礎として用いる際には、当該取引価格又は公表価格に対する調整が必要であるため、「リスクに関する調整を行う」と修正している。
 - (2) 秩序ある取引ではない取引の識別の記載については、IFRS 第 13 号 B43 項及び B44 項の意図と異なるものとなっているように考えられ、文案を見直すべきである。
 - →資産又は負債の取引の数量又は頻度が著しく低下している場合及び秩序ある取引ではない取引の識別については、IFRS 第 13 号の記載を踏まえて、文案の構成及び記載を見直し修正している。
 - (3) 第三者から入手した価格の評価は、一般事業会社には過度な負担となる可能性があり、一定の対応が必要ではないか。
 - →事務局による予備的な分析においても、IFRS 第 13 号によると、ブローカーの属性のみならず、ブローカーから入手した価格が公正価値の提示を満たしているか検討することが必要になるとしており、第三者から入手した価格の評価に関しては、IFRS 第 13 号の記載とは異なる代替的な取扱い等を設けるかについて、別途検討することが考えられる。

時価の算定一時価の算定方法(4)負債又は払込資本を増加させる金融商品の時価 (文案)

【会計基準】

- 1. 負債又は払込資本を増加させる金融商品(例えば、企業結合の対価として発行される株式)については、時価の算定日に市場参加者に移転されるものと仮定して、時価を算定する。(¶34)
- 2. 負債の時価の算定にあたっては、負債の不履行リスクの影響を反映する。負債の不履行リスクとは、企業が債務を履行しないリスクであり、企業自身の信用リスクに限られるものではない。($\P42$ 、 \P 付録 A)

【適用指針】

- 1. 時価の算定日における市場参加者への負債又は払込資本を増加させる金融商品の移転 (会計基準第 XX 項(¶34)) については、当該負債又は払込資本を増加させる金融商 品の消滅が認識されることなく、市場参加者である譲受人が当該債務を履行する又は当 該払込資本を増加させる金融商品に関する権利を引き継ぐことを仮定する。(¶34)
- 2. 負債又は払込資本を増加させる金融商品の時価は、次を用いることにより算定する。 (¶37-38)
 - (1) 活発な市場における公表価格
 - (2) (1)が入手できない場合、他の者が資産として保有する同一の項目に係る活発な市場における公表価格
 - (3) (1)及び(2)が入手できない場合、他の観察可能なインプット(例えば、他の者が 資産として保有する同一の項目に係る活発でない市場における公表価格)
 - (4) (1) から(3) が入手できない場合、インカム・アプローチ又はマーケット・アプローチ (第 XX 項(\P 62)参照)
- 3. 他の者が資産として保有する同一又は類似の項目の公表価格を用いる場合は、負債又は払込資本を増加させる金融商品の時価の算定に反映できない当該資産に固有の要素 (例えば、資産の公表価格に第三者の信用補完が反映されている場合)を除外して、負債又は払込資本を増加させる金融商品の時価を算定する。(¶39)
- 4. 負債の時価の算定にあたっては、信用リスクの影響及び当該債務の履行見込みに影響を与える可能性のある要因を負債の時価の算定に反映する。(¶43)
- 5. 要求払の特徴を有する金融負債(例えば、要求払預金)の時価については、要求払の 額の支払が要求される可能性のある最も早い日から当該要求払の額を割り引いた金額 以上となるように算定する。(¶47)

(作成方針)

30. IFRS 第 13 号における企業自身の資本性金融商品については、適用指針案では、企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」を参考に、払込資本を増加させる金融商品と示している。

(これまでの審議において聞かれた意見及びその対応)

31. 第 127 回金融商品専門委員会において、時価の算定単位の文案において、信用リスク は取引相手先の契約不履行に係るリスクと示されており、負債又は払込資本を増加さ せる金融商品の文案においては、不履行リスクには企業自身の信用リスクが含まれる が、これに限らないとされており、整合性があるか見直す必要があるとの意見が聞か れている。

これについては、負債の不履行リスクは、企業自身の信用リスクのみではないため、 不履行リスクについて「負債の」を追記した上で、表現を見直し修正している。

ディスカッション・ポイント

今後の検討課題に記載した項目を含め、現時点の文案及び関連する論点について、ご意見を頂きたい。

また、IFRS 第 13 号の内容を前提として、実務に配慮すべき項目がある場合には、別途の定め等を設けるか否かについて検討することが考えられるが、現時点で、追加的に検討すべき項目があるか、ご意見を頂きたい。

以上